

安心安全分野

3 市民が安心してやすらかに暮らせるまちをつくる

1 安心して安全に暮らせる環境をつくる

1 危機管理体制の充実

2 災害に強いまちづくり

3 防犯対策の強化

4 消防・救急体制の充実

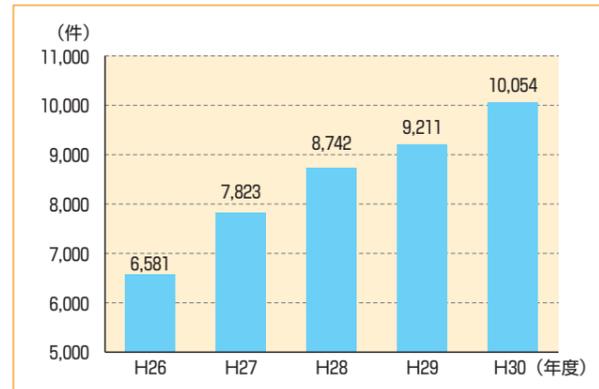
5 交通安全対策の推進

6 消費者保護対策の充実

現状と課題

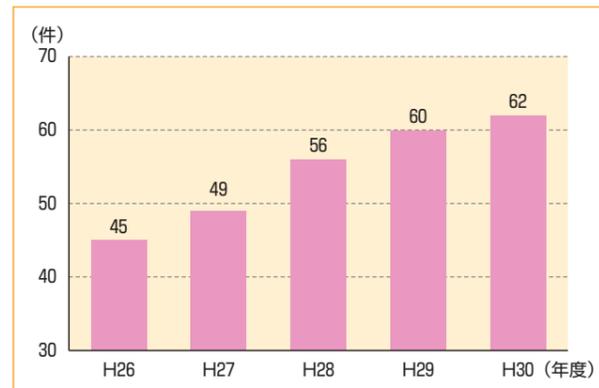
① 大規模地震や台風、集中豪雨など自然災害により各地で甚大な被害が発生し、どこで災害が発生してもおかしくない状況です。また、武力攻撃や新型インフルエンザなどの脅威から身を守るため、非常時に備え、市民、企業、行政が連携して、安心・安全に対する取組を計画的に推進していくことが求められています。

いせさき情報メール登録数



② 災害時には、まず「自分の身は自分で守る」という自助が重要ですが、自力で避難することが困難な人を、地域が一体となって支援する避難行動要支援者*支援制度などによる共助もより重要となっています。災害時に備え、自主防災組織などの地域住民の主体的な行動による地域防災力の強化が求められています。

災害時協力協定締結数



施策の基本方針

- ① 市民、企業、関係機関、行政の連携を進め、総合的な危機管理体制を充実します。
- ② 地域住民との協働により、地域防災体制を充実し、地域防災力の向上を図ります。

施策の展開

① 総合的な危機管理体制の充実

- 災害など非常事態発生時の初動体制の強化
- 情報の収集や提供の強化
- 非常時を想定した意識啓発や知識の普及
- 企業・関係機関と連携した協力体制の強化

② 地域防災体制の充実

- 自主防災組織などの強化
- 実践的な防災訓練の実施による地域防災力の強化
- 地域防災リーダーの育成
- 避難行動要支援者情報の充実



まちづくりの指標 (成果指標)

| 指標名 | 現状値 (平成30年度) | 目標値 (令和6年度) | 解説・算出方法など |
|--------------|-----------------|----------------|--|
| いせさき情報メール登録数 | 10,054件 | 18,000件 | 市から一斉に配信される防災や防犯に関する情報を受信するサービスに登録された数 |
| 災害時協力協定締結数 | 62件 | 72件 | 他の自治体や民間企業との災害時協力協定を締結した数 |

関連計画

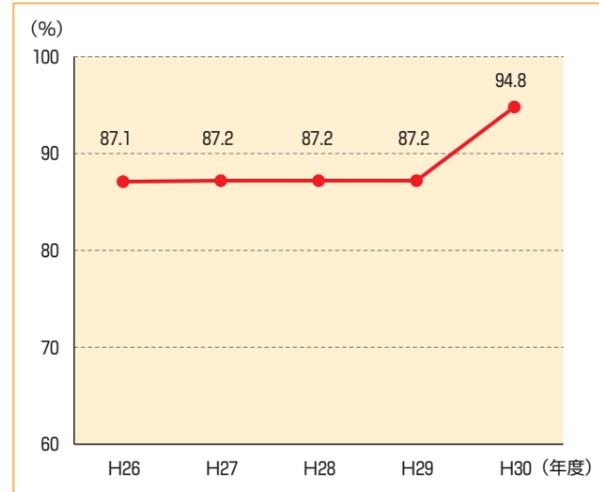
- 地域防災計画 (平成29年度～)
- 国民保護計画 (平成30年度～)
- 水防計画 (平成30年度～)
- 新型インフルエンザ等対策行動計画 (平成26年度～)
- 業務継続計画 (震災編) (平成28年度～)
- 災害時受援計画 (平成30年度～)

* 避難行動要支援者：自ら避難することが困難な者であって、その円滑な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

現状と課題

- ① 都市化、宅地化の進展や台風、局地的な集中豪雨により、道路冠水などの都市型の浸水被害が発生しています。今後も河川、農業用排水路、雨水排水路などを計画的に管理、整備するとともに、道路整備と連携を図ることにより治水対策を進める必要があります。
- ② 各地で大規模地震などによる甚大な被害が発生しており、市民の防災意識が高まっています。公共施設、住宅などの建物の耐震化や住宅密集地の解消など総合的な防災対策を推進し、地震災害に強い都市基盤整備を進める必要があります。
- ③ 本市には、100カ所の避難所が指定されていますが、耐震化が実施されていない避難所もあります。災害時に備え計画的に耐震化を進め、併せて、地域特性を踏まえた備蓄資機材などの拡充を行っていく必要があります。

避難所の耐震化率



施策の基本方針

- ① 治水対策の推進により、浸水被害の防止に努めます。
- ② 地震対策の推進により、被害の最小化に努めます。
- ③ 避難場所の環境整備を推進し、災害時の地域の防災拠点機能を高めます。

施策の展開

- ① 治水対策の推進
 - 水防体制の強化
 - 河川、水路、側溝などの適切な維持管理と整備の推進
 - 土地区画整理事業、道路整備事業と連携した水路整備の推進
 - 雨水排水路の適切な維持管理と整備の推進
- ② 地震対策の推進
 - 公共施設の耐震化の推進
 - 住宅の耐震化の促進
 - 緊急輸送道路[※]の確保と狭あい道路の解消
 - 土地区画整理事業、道路整備事業の推進
- ③ 避難場所の環境整備
 - 備蓄品の適正管理
 - 資機材の適正な配置
 - 避難所の耐震化の推進
 - 避難路、案内板の整備



まちづくりの指標（成果指標）

| 指標名 | 現状値 (平成30年度) | 目標値 (令和6年度) | 解説・算出方法など |
|----------|-----------------|----------------|---------------------------------------|
| 避難所の耐震化率 | 94.8% | 100% | 地域防災計画に位置付けられた避難所のうち、耐震性が確保されている施設の割合 |

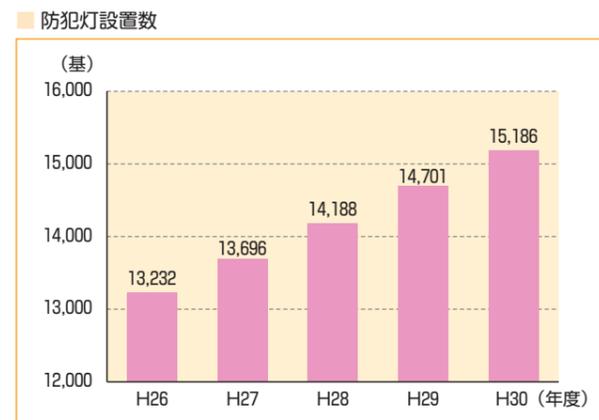
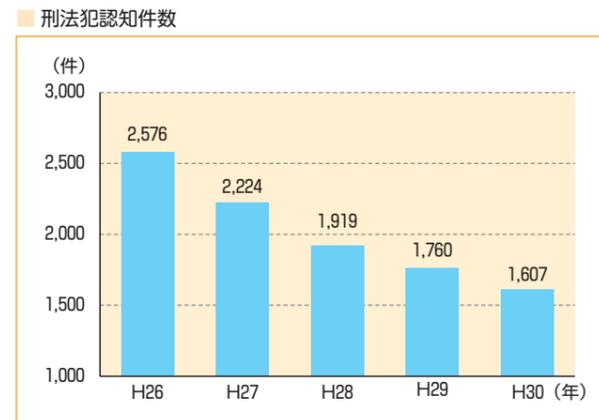
関連計画

- 地域防災計画（平成29年度～）
- 国民保護計画（平成30年度～）
- 水防計画（平成30年度～）
- 第2期耐震改修促進計画（平成28年度～令和2年度）

※ 緊急輸送道路：大規模災害時の道路の寸断に備え、緊急輸送を確保するため、主要な防災拠点や輸送拠点を結ぶ道路。

現状と課題

- ① 本市の刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、人口千人当たりの件数は県下において、依然として高い水準にあります。市民、警察、行政が一体となった防犯体制を強化するとともに、防犯灯や防犯カメラ内蔵防犯灯を効果的に配置し、適正な維持管理をしていく必要があります。
- ② 子どもや女性を対象とした不審者の情報や特殊詐欺*の被害が後を絶たない状況です。防犯活動を行うボランティアなどの参加者数は、横ばい状況のため、人員の確保に努めるとともに、引き続きパトロールの強化と防犯情報の共有による防犯意識の啓発を図り、効果的な活動を推進していく必要があります。



施策の基本方針

- ① 防犯体制の強化と整備により、犯罪の継続的な減少を目指します。
- ② 自主的な防犯活動を推進し、犯罪の未然防止に努めます。

* 特殊詐欺：オレオレ詐欺、架空請求詐欺などの振り込み詐欺と金融商品等取引名目、ギャンブル必勝法情報提供名目などの詐欺。

施策の展開

- ① 防犯体制の強化と整備
 - 警察、防犯協会、防犯ボランティア団体などの連携体制の強化
 - 防犯ステーションの活用・充実
 - 防犯灯や防犯カメラ内蔵防犯灯の適正配置
 - 休日・夜間パトロールの推進
- ② 自主防犯活動の推進
 - 市民への犯罪情報の迅速な提供
 - 市民への防犯意識の啓発
 - 青色防犯パトロール車による防犯パトロール活動の強化
 - 老人クラブによる通学路見守り活動の支援



まちづくりの指標 (成果指標)

| 指標名 | 現状値 (平成30年度) | 目標値 (令和6年度) | 解説・算出方法など |
|---------|-------------------|------------------|---------------|
| 刑法犯認知件数 | 1,607件 (平成30年) | 1,400件 (令和6年) | 市内で発生した刑法犯の件数 |
| 防犯灯設置数 | 15,186基 | 17,900基 | 市内の防犯灯設置数 |

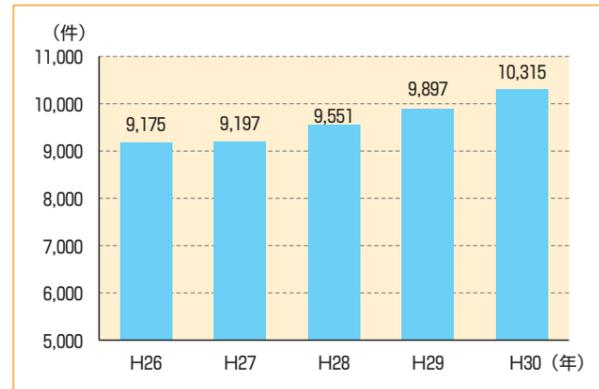
関連計画

安心安全まちづくり行動計画 (令和元年度～令和3年度)

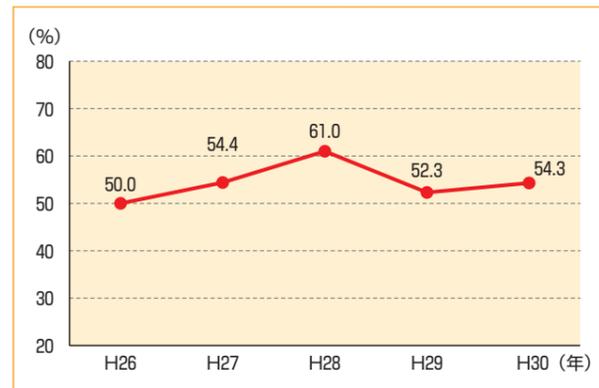
現状と課題

- 全国的に火災による死傷者は依然として多く、危険物の事故なども後を絶ちません。災害を未然に防ぐことが重要であり、そのための実効性ある対策が求められています。
- 社会環境の変化により、火災をはじめとした災害は複雑化、多様化しています。様々な災害に的確に対応するため、消防施設や装備を充実させるとともに、国籍や障害の有無を問わず誰もが119番通報できる手段などが求められています。
- 高齢化の進展や異常気象などにより、救急出動の件数は高い水準で推移すると考えられています。救急需要に対応するための出動体制を充実させるとともに、応急手当の普及や救急業務の高度化が必要となっています。
- 大規模災害の発生などに対する体制づくりが必要となっています。そのため、消防団をはじめとした地域の防災力を高めていくとともに、広域的な消防の連携や特殊災害への対応力の強化が求められています。

救急出動件数



バイスタンダー*による心肺蘇生実施率



施策の基本方針

- 火災予防や危険物の保安対策を推進し、火災や危険物の事故などを未然に防ぎます。
- 火災や災害から市民の生命や財産を守るため、消防体制の充実と強化を図ります。
- 一人でも多くの傷病者の命を救うため、救急体制の強化と業務の高度化を推進します。
- 大規模災害に備えるため、広域的な連携体制の充実や地域の防災力の向上を図ります。

* バイスタンダー：救急現場において、その場所に居合わせた人。

施策の展開

- 火災予防対策の推進
 - 火災予防意識の高揚と住宅用火災警報器*の設置促進
 - 不特定多数の人が利用する施設や事業所への査察指導の徹底
 - 危険物施設や取扱者に対する保安対策と指導の強化
 - 多様化する火災原因の究明と予防対策の確立
- 消防体制の強化
 - 消防施設の整備と装備の充実
 - 消防団員の確保対策の促進
 - 通信指令体制の強化
 - 消防水利*の充実
- 救急体制の充実
 - 出動体制の整備と業務の高度化の推進
 - 装備資器材の整備と充実
 - 応急手当講習会の充実と市民の参加促進
 - 医療機関や地域MC*との連携強化
- 大規模災害などへの備え
 - 広域的な連携体制の充実
 - 特殊災害への対応力強化
 - 消防団を中核とした地域防災力の向上



まちづくりの指標（成果指標）

| 指標名 | 現状値 (平成30年度) | 目標値 (令和6年度) | 解説・算出方法など |
|-------------------|--------------------|-------------------|---|
| 応急手当講習受講者数 | 61,875人 (平成30年) | 65,000人 (令和6年) | 心肺蘇生法やAED（自動体外式除細動器）の使用法などの習得を目的に実施する講習会の受講者数 |
| バイスタンダーによる心肺蘇生実施率 | 54.3% (平成30年) | 58.0% (令和6年) | 心肺停止状態となった傷病者に対し、その場に居合わせた人が心肺蘇生を実施した割合 心肺蘇生実施数÷心肺停止者数×100 |

* 住宅用火災警報器：火災の煙や熱を感知して、音声やブザー音で警報する一般住宅用の火災警報器。（平成20年から、全ての一般住宅に設置することが義務付けられています。）

* 消防水利：防火水槽や消火栓など、消防活動を行う際の水利施設。

* 地域MC（メディカルコントロール）：地域を単位に、医師が医学的見地に基づき救急隊員に対し「指示・指導・助言」、「事後検証」、「再教育」を行うこと、また、その体制。

安心安全

3-1-5

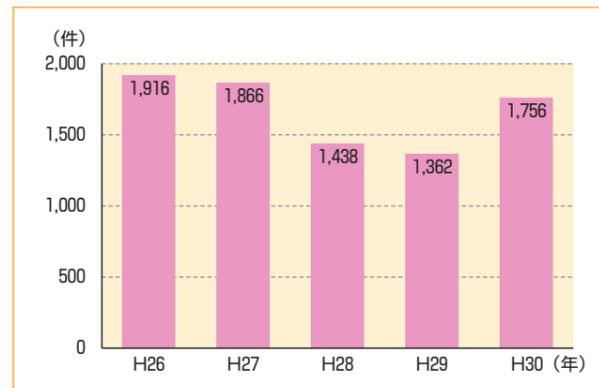
安心して安全に暮らせる環境をつくる
交通安全対策の推進

市民が安心してやすらかに暮らせるまちをつくる

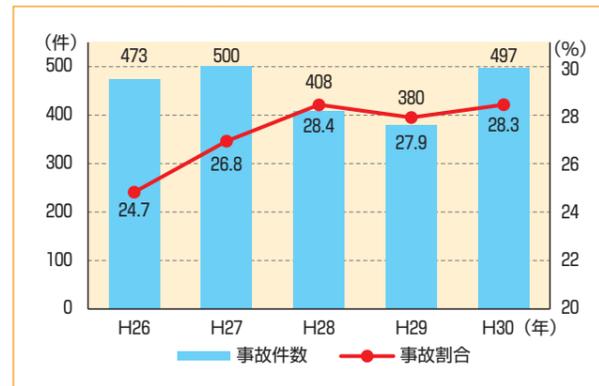
現状と課題

- 1 本市の交通事故件数は減少傾向にありますが、高齢者が関わる事故の割合は増加傾向にあります。交通事故多発地点や危険箇所を早期に把握し、道路反射鏡の整備や道路区画線の引き直しなど、安心して通行できる道路環境の整備が求められています。
- 2 通学途中の児童が巻き込まれる交通事故が全国的に発生していますが、その原因として運転マナーの欠如や高齢者が関わる事故の割合の増加などが問題視されています。警察や関係団体などと連携して、市民の交通安全意識の向上や交通事故の防止に向けた取組が必要とされています。

交通事故発生件数



高齢者の事故件数と割合



施策の基本方針

- 1 交通安全施設*の充実を図り、市民の安心安全な暮らしを実現します。
- 2 あらゆる世代に交通ルール・マナーなどの交通安全意識向上を図り、交通事故防止に努めます。

* 交通安全施設：道路での交通の安全確保を目的とする施設。市が管理する道路に設置する道路反射鏡や防護柵（ガードレール）などのほか、県公安委員会が設置する信号機や道路標識などがある。

施策の展開

- 1 交通安全施設の充実
 - 道路反射鏡、道路区画線、視線誘導標などの整備
 - 交通事故危険箇所の解消
 - ゾーン30*の推進
- 2 交通安全意識の向上
 - 関係機関と連携した啓発活動の推進
 - 高齢者、子どもを対象とした交通安全教室の開催
 - 登下校時の交通安全の確保
 - キラキラ運動*の推進



まちづくりの指標（成果指標）

| 指標名 | 現状値 (平成30年度) | 目標値 (令和6年度) | 解説・算出方法など |
|----------|-------------------|------------------|------------------|
| 交通事故発生件数 | 1,756件 (平成30年) | 1,160件 (令和6年) | 市内で発生した交通人身事故の件数 |

関連計画

第10次交通安全計画（平成28年度～令和2年度）

* ゾーン30：学校周辺などの生活道路において歩行者や自転車などの安全を確保することを目的として区域を指定し、最高速度を時速30kmに制限する交通規制。

* キラキラ運動：歩行者や自転車利用者が反射材を身体などに装着し、自動車運転者に対して注意を促すことにより自身の安全を確保するための取組。

安心安全

3-1-6

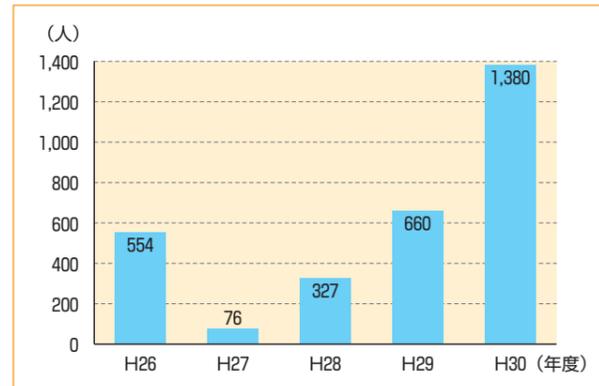
安心して安全に暮らせる環境をつくる
消費者保護対策の充実

市民が安心してやすらかに暮らせるまちをつくる

現状と課題

- 高度情報化社会の進展により商品・サービスの取引形態が多様化・複雑化し、消費者トラブルに遭うリスクが高まっています。そのため、市民一人ひとりの消費者意識を高めるための積極的な取組が必要とされています。
- 消費者からの被害の防止や救済の相談に適切に対応するため、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図る必要があります。
- 様々な製品があふれ、生活に便利さや快適さがもたらされる一方で、欠陥や不良による事故が発生することに伴い、消費者の権利の保護への関心が高まっています。そのため、製品の安全性の確保や計量検査を適切に実施し、市民の消費生活の安定を図る必要があります。

職員による出前講座への参加者数



消費生活相談受付件数



施策の基本方針

- 消費の意識啓発や学習機会の充実により、正しい知識を持った消費者の育成を図ります。
- 消費生活相談体制の充実により、被害の未然防止と損害の軽減を図ります。
- 適正な検査を実施し、消費者の生活の安全と秩序の維持に努めます。

施策の展開

- 消費者意識の向上
 - 消費者意識の啓発と学習機会の充実
 - 市広報紙、チラシ、市ホームページなどによる情報提供
- 消費生活相談体制の充実
 - 国・県などの関係機関との連携による情報の共有
 - 弁護士などと連携した定期的な相談会の開催
 - 消費生活相談員の資質向上
- 消費生活の安定と向上
 - 製品の安全に関わる情報の市民への提供
 - 製品安全4法など^{*}に基づく店舗や事業者への立入検査の実施
 - 計量法^{*}に基づく適正な検査の実施



まちづくりの指標 (成果指標)

| 指標名 | 現状値 (平成30年度) | 目標値 (令和6年度) | 解説・算出方法など |
|-----------------|-----------------|----------------|---------------------------------------|
| 職員による出前講座への参加者数 | 1,380人 | 800人 | 「消費者トラブルに遭わないために」をテーマとした職員出前講座に参加した人数 |

^{*} 製品安全4法など：消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法、家庭用品品質表示法

^{*} 計量法：計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保することを目的とする法律。

環境分野

3 市民が安心してやすらかに暮らせるまちをつくる

2 やすらかに暮らせる人に優しい環境をつくる

1 良好な地域環境の保全

2 ごみの減量と再資源化の推進

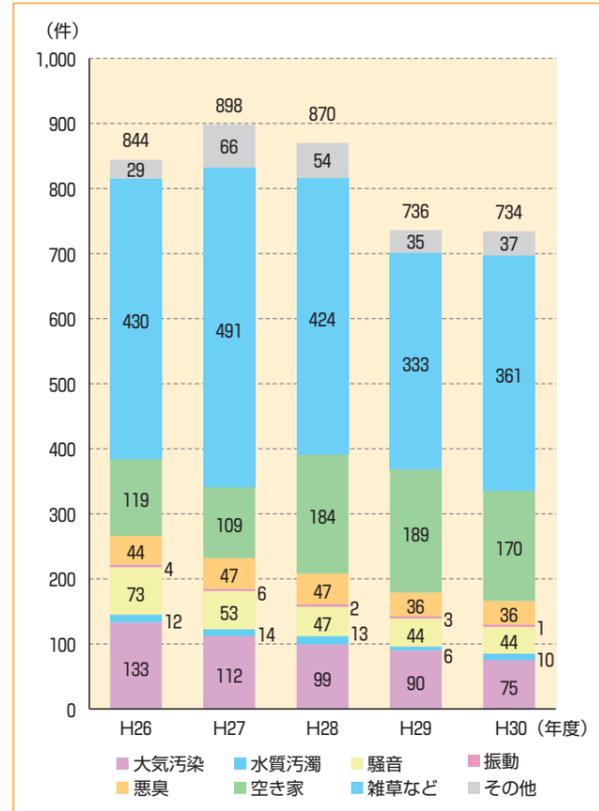
3 水と緑の空間の形成

3-2-1 やすらかに暮らせる人に優しい環境をつくる
良好な地域環境の保全

現状と課題

- 工場などによる産業型公害や市民生活による都市生活型公害への対応に加え、適正に管理されない空き家の増加といった新たな課題への対応が求められています。良好な生活環境を確保していくために、継続的な検査や指導に努めるとともに、市民の環境保全意識を高める取組が必要とされています。
- 豊かな自然は、人々にやすらぎや潤いなどの精神的なゆとりを与えてくれます。この豊かな自然環境と多様な生態系を将来にわたり継承し、人と自然が共生できる環境づくりを進めることが必要です。
- 様々な環境問題が地球規模で深刻化しており、温室効果ガスの排出量削減に向けた、国際的な取組が求められています。温室効果ガスは、私たちの日常生活や経済活動によって発生するものであることから、事業者や行政、市民一人ひとりが地球環境の保全に配慮した取組を進めることが必要です。

生活環境に関する苦情件数



施策の展開

- 良好な生活環境の確保
 - 産業型公害防止のための検査・指導
 - 都市生活型公害防止のための監視・指導
 - 環境美化活動の推進
 - 空き家・空き地の適正管理の推進
- 自然環境の保全
 - 環境保全活動の推進
 - 多様な生態系の維持
- 地球温暖化対策の推進
 - 再生可能エネルギーの利用促進
 - 省エネ型ライフスタイルの実践
 - 低炭素型のまちづくり*の推進



まちづくりの指標（成果指標）

| 指標名 | 現状値 (平成30年度) | 目標値 (令和6年度) | 解説・算出方法など |
|-----------------------------|---|---|---|
| BOD [※] 値 | 広瀬川：2.6mg/L 粕川：3.0mg/L 早川上流：1.5mg/L | 広瀬川：3.0mg/L 粕川：2.0mg/L 早川上流：2.0mg/L | 常時監視河川のBOD値を各河川の環境基準値以下にする ※目標値は環境基準値を示している。 |
| 温室効果ガス（CO ₂ ）排出量 | 1,780千t (平成28年度) | 1,290千t (令和2年度) | 市域の温室効果ガス総排出量 |

施策の基本方針

- 安心して快適に生活できる良好な環境の確保に努めます。
- 豊かな自然を守り、やすらぎのある生活環境の創出に努めます。
- 市民、事業者、行政が協働し、地球温暖化の防止に向けた取組を推進します。

関連計画

第2次環境基本計画（平成27年度～令和6年度）
地球温暖化対策実行計画（平成23年度～令和2年度）
空家等対策計画（平成29年度～令和3年度）

* 低炭素型のまちづくり：二酸化炭素の排出量が少ない産業・生活システムによるまちづくりに向けた取組。
※ BOD：生物化学的酸素要求量のこと。一般的に数値が大きい場合は、有機物による水質汚濁の程度が大きい。

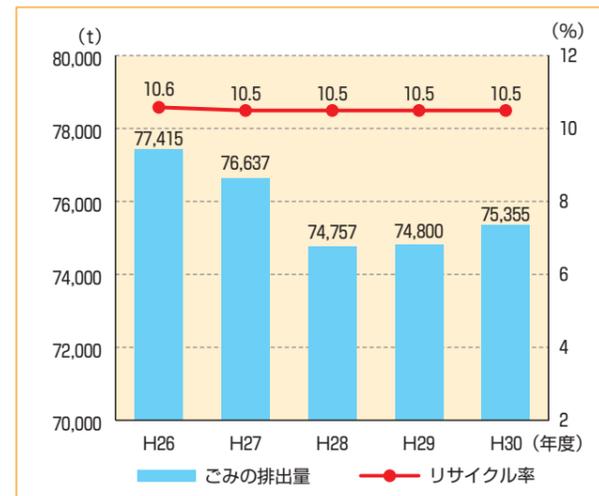
3-2-2 やすらかに暮らせる人に優しい環境をつくる ごみの減量と再資源化の推進

市民が安心してやすらかに暮らせるまちをつくる

現状と課題

- 1 本市のごみ排出量は、減少傾向にあり、市民や事業者のごみの減量・分別の意識は高まっています。しかし、リサイクル率は横ばい状況が続いているため、分別の徹底とリサイクル意識を向上させる取組が必要となっています。
- 2 ごみの減量やリサイクルを推進するために、分別による収集品目が増えていることから、より効率的で安全な収集を行う必要があります。また、今後も清掃リサイクルセンター21を安定的に稼働させていくため、必要な施設整備を進めていく必要があります。
- 3 し尿処理は、今後も浄化槽汚泥の増加が見込まれるため、処理施設の安定稼働が求められています。各施設の老朽化が進んでいるため、統合を図るとともに、計画的な整備が必要です。また、効率化の観点から、下水処理施設で汚泥処理を進める必要があります。

■ ごみの排出量とリサイクル率



施策の基本方針

- 1 ごみの減量化や再資源化を推進し、持続可能な循環型社会の構築を目指します。
- 2 ごみ処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、安全で効率的なごみ収集体制の継続を図ります。
- 3 し尿処理施設の適正な維持管理及び計画的な施設整備を行い、し尿と浄化槽汚泥の安定処理を進めます。

※ 4R：リフューズ（断る・発生抑制）、リデュース（減らす・排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の頭文字。循環型社会の基本的な考え。

施策の展開

- 1 **ごみ減量化・再資源化の推進**
 - 分別収集方法の周知
 - 積極的な4R^{*}の推進
 - 資源回収の拡充や事業系ごみの減量化・再資源化の推進
 - 清掃リサイクルセンター21を活用した教育活動の推進
- 2 **ごみの適正な収集・処理**
 - 安全で効率的なごみ収集体制の継続
 - 清掃リサイクルセンター21の機能維持と延命化
 - 最終処分場の適正な維持管理
 - 環境指導員との連携による分別の啓発活動
- 3 **し尿処理の適正化の推進**
 - 処理施設の適正な維持管理
 - 老朽化した処理施設の統合
 - 下水処理施設での汚泥処理の推進



まちづくりの指標（成果指標）

| 指標名 | 現状値 (平成30年度) | 目標値 (令和6年度) | 解説・算出方法など |
|----------------|-----------------|----------------|---|
| リサイクル率 | 10.5% | 25.0% | 1年間に回収されたごみのうち、紙類、ビン、缶など資源として再利用できるごみの割合 年間の資源の回収量 ÷ 年間のごみの排出量 × 100 |
| ごみの排出量 | 75,355t | 70,000t | 1年間に排出されたごみの量 |
| 1人1日当たりのごみの排出量 | 967g | 900g | 市民1人から1日に排出されたごみの量 1年間に排出されたごみの量 ÷ 年間日数 ÷ 10月1日現在の住民基本台帳人口 |

関連計画

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成27年度～令和6年度）
第8期分別収集計画（平成29年度～令和3年度）

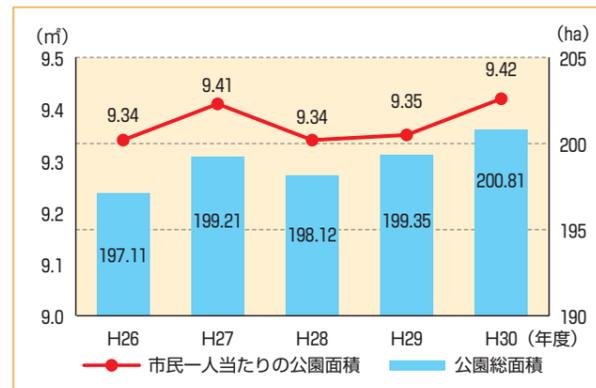
3-2-3 やすらかに暮らせる人に優しい環境をつくる 水と緑の空間の形成

市民が安心してやすらかに暮らせるまちをつくる

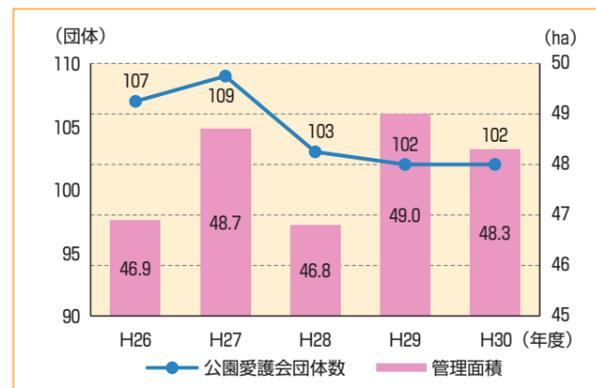
現状と課題

- 本市には、多くの都市公園が整備され、市民の憩いの場となっていますが、整備後長期間が経過し施設及び遊具が老朽化した公園や、市民ニーズの変化への適応が必要な公園も見られるため、既存公園の再整備や計画的な維持管理が求められています。
- 公園愛護会をはじめとする、管理ボランティア団体の高齢化が進み、活動の継続が難しくなりつつあり、活動を支える市民へのきめ細かな支援が必要となっています。また、都市開発の進展や農地の減少が進み、みどり*の総量が減っていくことが予想されているため、地域のみどりの保全と緑化の推進が求められています。

■ 市民1人当たりの公園面積



■ 公園愛護会団体数と管理面積



施策の基本方針

- 公園施設の維持、整備に努め、安心して安全に利用できる憩いの空間を提供します。
- 良好な水と緑の空間づくりを目指し、市民との協働により、みどりの環境を整え、多くの市民に潤いとやすらぎを提供します。

* みどり：ここでは、水面、水辺、農地（田、畑、樹園地）、樹林地、草地、公園、緑地、施設の緑（庭、屋上緑化など）をさす。

施策の展開

- 豊かな公園環境の維持・整備
 - 計画的な公園施設の修繕や改修の推進
 - 地域の利用状況に応じた公園整備の推進
- みどりの保全と維持
 - 市民との協働による適切な維持管理と緑化の推進
 - 愛護活動を行う団体への支援
 - 親水空間の維持



まちづくりの指標（成果指標）

| 指標名 | 現状値 (平成30年度) | 目標値 (令和6年度) | 解説・算出方法など |
|--------------|-----------------|----------------|---|
| 市民1人当たりの公園面積 | 9.42㎡ | 9.79㎡ | 市民1人当たりの公園面積 公園総面積（都市公園、都市公園以外の公園、児童遊園の合計面積）÷年度末住民基本台帳人口 |
| 公園愛護会団体数 | 102団体 | 108団体 | 河川、公園や児童遊園の環境整備を行う団体の数 |

関連計画

みどりの基本計画（平成21年度～令和9年度）
公園施設長寿命化計画（令和2年度～令和11年度）